

入 札 公 告

令和 7 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、紀伊半島外国人観光客受入推進協議会会計規程第 36 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

紀伊半島外国人観光客受入推進協議会 会長 和田 英聖

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和 7 年度

(2) 調達業務の名称

令和 7 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託

(3) 調達業務の内容

令和 7 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託の仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成 20 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県地域振興部観光局観光交流課内
紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局

(2) 期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 16 日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 の (1) に同じ。

(2) 期間

3 の (2) に同じ。

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 4 日（水）までの間において、紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり。

5 入札参加の申出の手続及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成 20 年制定。以下「要領」という。）第 7 条から第 9 条までの規定に基づき、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その他の手続等（別途の認定審査会の手続き等を含む。）については、入札説明書のとおり。

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県地域振興部観光局観光交流課内
紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局

イ 期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 5 日（木）までの県の休日を除く日の
午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4 の (3) のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

6 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県庁東別館 6 階 会議室 6-A

イ 日時

令和 7 年 6 月 17 日（火） 午後 1 時から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1) のアに同じ

イ 日時

(1) のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。
- (2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10 の（5）による再度の入札にあっては、この限りではないこと。
- (4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) 郵送により入札する場合には、（3）の入札書を入れた封筒及び条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 5 時 45 分までに、紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局へ必着させること。
- (6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第 87 条第 4 号の規定により免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で 2 に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (3) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない紀伊半島外国人観光客受入推進協議会の職員を立ち会わせるものとする。
- (4) 紀伊半島外国人観光客受入推進協議会会計規程第 36 条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局の職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高 3 回までとする。
- (7) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6 の (1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第 2 回以降の入札には参加できないものとする。
- (8) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 94 条までの規定の定めるところによる。

12 契約書の要否

要

13 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県地域振興部観光局観光交流課内

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2787

ファクシミリ番号 073-427-1523